

平成26年6月11日

株 主 各 位

東京都千代田区九段南3-8-11飛栄九段ビル

ア キ ナ ジ ス タ 株 式 会 社

代表取締役社長 桐 生 直 裕

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月26日（木曜日）午後7時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 3階
カンファレンスルーム3B
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第14期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
議 案 取締役2名選任の件

以 上

1. 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.akinasista.co.jp/ir/library.html>) に掲載させていただきます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成25年4月1日)
(至 平成26年3月31日)

I. 株式会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、政府による経済政策と日本銀行の大幅な金融緩和等により、為替相場、株式市場の改善が継続し、企業収益の改善が見られるほか、個人消費についても堅調に推移し、景気は緩やかに回復の動きが見られました。

当社が事業を営むモバイルインターネット業界においては、引き続きスマートフォンの普及が急速に進み、その普及率は平成26年2月時点で58.1%になりました(注)。また、普及率の拡大に伴いまして、当社が主力事業を展開するスマートフォン広告市場も順調に成長を続けております。しかしながら、高成長期に高い市場地位を獲得しようとする競争が激化し、より一層の競争力強化が求められております。

こうした事業環境のもと、当社は収益の改善をベースとして、新サービスのリリース等に注力いたしました。その結果、スマートフォン広告の拡大によって、売上高は前年比62.8%の増収になり、また、利益面でも大幅な増益を達成しました。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高1,252,700千円(前年比62.8%増)、営業利益97,905千円(前年比89,911千円増、1,124.6%増)、経常利益97,290千円(前年比93,804千円増、2,691.4%増)、当期純利益121,739千円(前年比118,343千円増、3,484.4%増)となりました。

なお、配当につきましては、内部留保の充実、並びに過去の損失により利益剰余金が依然マイナスであることを勘案し、誠に遺憾ではありますが、引き続き無配とさせていただきたく、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

出所 (注) 博報堂DYグループ・スマートデバイス・ビジネスセンター

事業別の概況は次のとおりであります。

(アドネットワーク事業)

当セグメントにおいては、クリック保証型アドネットワーク「MAIST (マイスト)」及び成果報酬型アドネットワーク「AAA (トリプルエー)」及び当事業年度の11月にリリースしたスマートフォンアドプラットフォーム「TAP ONE (タップワン)」を中心とするインターネット広告事業を運営しております。当事業年度においては、これらの中でも特に高い成長性が見込まれるスマートフォン分野の「MAIST (マイスト)」に経営資源を集中し拡大させたことが売上の拡大に繋がり、売上高は646,095千円(前年比30.6%増)と増収となりましたが、「TAP ONE (タップワン)」の先行投資が利益を圧迫し、セグメント利益(営業利益)は42,311千円(前年比5.3%減)と前年比で減益となりました。

(広告代理事業)

当セグメントにおいては、モバイル分野における純広告販売の他、スマートフォン向けアプリケーションCMS「Apps (アップス)」及び電子書籍等その関連サービスの販売を行っております。当事業年度においては広告掲載媒体の新規開拓等により、売上高は560,396千円(前年比125.0%増)、セグメント利益(営業利益)は144,368千円(前年比119,468千円増、479.8%増)と大幅な増収、増益となりました。

なお、スマートフォン向けアプリケーションCMS「Apps (アップス)」は当事業年度末をもって譲渡しております。

(自社メディア事業)

自社メディア事業は、スマートフォン向け電子コミック配信サービス「eyebook (アイブック)」及び当事業年度の3月にリリースした「JUNON BOYをプロデュースっ♪」等、自社メディアの運営・開発を行っております。当事業年度においては売上高は46,208千円(前年比79.6%増)となりましたが、開発費の先行支出等が影響し、セグメント損失(営業損失)は20,256千円(前年同期比20,164千円損失増)となりました。

なお、当期よりスマートフォン向け電子コミック配信サービス『eyebook (アイブック)』の売上増加に伴い、事業セグメントの区分方法を見直し、同サービスを含む自社メディアの運用・開発を『自社メディア事業』として『広告代理事業』から独立させて報告セグメントとして表記しております。これに伴い広告代理事業と自社メディア事業の前年比は、前事業年度におけるセグメント情報の区分を当期の区分に組み替えて比較しております。

以下ご説明いたしました事業の部門別の売上高は次のとおりであります。

部門の種類	売上高(千円)	構 成 比	前 年 比
アドネットワーク事業	646,095	51.6%	130.6%
広 告 代 理 事 業	560,396	44.7%	225.0%
自 社 メ デ ィ ア 事 業	46,208	3.7%	179.6%
合 計	1,252,700	100.0%	162.8%

2. 設備投資等の状況

当事業年度におきましては、主として、アドネットワーク事業で利用するシステムの効率化や収益性の向上を目的としたシステム投資を行い、その総額は1,205千円でありました。

3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

(1) 既存事業の競争力強化

当社が事業を営むモバイルインターネット業界においては、スマートフォンの普及率拡大に伴い、当社が主力事業を展開するスマートフォン広告市場も順調に成長を続けております。

当事業年度において当社はその成長の波に乗り、既存サービスである「AAA (トリプルエー)」や「MAIST (マイスト)」及び広告代理事業のスマートフォン広告分野において順調に成長を遂げることができました。しかしながら既存事業市場は、次第に高成長から安定成長に移行すると予想され、これに伴ってこれらの既存事業には競合他社との競争力強化が求められておりますが、当社の安定的な成長のため、引き続き当該サービス及び事業に重点的に投資を行ってまいります。

(2) 新規事業の開始と収益化

当社は当事業年度において、スマートフォンアドプラットフォーム「TAP ONE (タップワン)」と恋愛シミュレーションゲーム「JUNON BOYをプロデュースっ♪」をリリースしております。当社の成長を加速するために当該サービスの急成長と早期収益化に努めるとともに、モバイルインターネット業界の急激な変

化をチャンスととらえ、更なる新規事業の発掘に努め、当社の新たな収益源とすべく育成してまいります。

(3)人材の確保、育成

当社は前述した既存事業の競争力強化及び新規事業の開始と収益化という成長戦略を達成するために、人的資源の量的質的強化が不可欠と考えております。そのため、今後優秀な人材を積極的に採用していくとともにその育成に注力してまいります。

(4)当社株式の流動性の回復

当社株式は当事業年度8月11日をもって、証券会員制法人札幌証券取引所アンビシャス市場において上場廃止となりました。

これにより、当社株式の流動性は著しく低下しております。

当社は当社株式の流動性回復のため、引き続きあらゆる方法を視野に入れて全力をあげて取り組んでまいります。

なお、当社は平成22年3月期（第10期）から平成26年3月期（第14期）中間期まで「継続企業の前提に関する注記」の記載をしておりましたが、平成25年3月期（第13期）、当期と2期連続して営業利益を計上し、営業キャッシュ・フローも同じくプラスに転換、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況は解消いたしました。

この結果、平成26年3月期におきまして、当該注記の記載は不要となりました。

9. 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第11期	第12期	第13期	第14期(当期)
	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売 上 高	918,650	684,478	769,366	1,252,700
営業利益又は損失(△)	△95,928	△56,188	7,994	97,905
経常利益又は損失(△)	△109,183	△57,948	3,485	97,290
当期純利益又は純損失(△)	△103,573	△58,238	3,396	121,739
1株当たり当期純利益 又は純損失(△)	△10,290円47銭	△6,372円51銭	129円55銭	4,465円70銭
総 資 産	187,939	127,789	252,471	413,252
純 資 産	78,130	20,231	135,505	257,245

10. 主要な事業内容

当社は、アフィリエイト広告ネットワーク「AAA(トリプルエー)」及びクリック課金広告ネットワーク「MAIST(マイスト)」、スマートフォンアプリプラットフォーム「TAP ONE(タップワン)」を運営するアドネットワーク事業、純広告や検索連動型(リスティング)広告の販売と運用を行う広告代理事業、当社運営のサイトを通じて一般消費者へサービスや有用な情報を提供する自社メディア事業を主要な事業としており、スマートフォンを中心としたインターネット広告事業に幅広く取り組んでおります。

11. 主要な営業所

(本社) 東京都千代田区九段南3-8-11飛栄九段ビル

12. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	16名	4名増	31.3歳	3.6年
女 性	4名	1名増	28.6歳	3.3年
合計又は平均	20名	5名増	30.8歳	3.5年

(注) 上記従業員数には、アルバイト2名は含まれておりません。

13. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

14. 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

15. その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 株式会社の株式に関する事項（平成26年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 75,000株
2. 発行済株式の総数 27,261株
3. 株主数 1,178名
4. 大株主（上位10位）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
F C 2 I n v e s t m e n t , L L C	11,122	40.79
地 村 正 廣	1,100	4.03
稲 葉 京 太 郎	591	2.16
駒 村 晃 子	503	1.84
橘 尚 吾	444	1.62
鶴 見 達 也	386	1.41
久 永 す え み	382	1.40
戸 塚 剛	360	1.32
木 田 輝 也	280	1.02
清 水 博 行	253	0.92

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 株式会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（平成26年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	桐 生 直 裕	-
常 務 取 締 役	大 崎 隆	経営管理部長
取 締 役	小 林 祐 介	インターネットマーケティング事業部長
取 締 役	岩 澤 雅 史	インターネットマーケティング事業部 エンジニアチームリーダー
取 締 役	富 田 賢	株式会社ティーシーコンサルティング 代表取締役社長
監 査 役 (常 勤)	森 俊 昭	-
監 査 役	山 田 倬 三	-
監 査 役	横 山 通	-

- (注) 1. 富田賢氏は社外取締役であります。
2. 森俊昭氏、山田倬三氏、横山通氏は社外監査役であります。
3. 監査役森俊昭氏、横山通氏は、上場企業において長年にわたる経理事務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

	人 数	報酬等の額
取締役	5名	23,100千円
監査役	3名	9,120千円

(注) 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人給与は15,360千円であります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 取締役 富田 賢

①重要な兼職先と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会全てに出席し、長年にわたる経営コンサルタント及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適宜発言を行っております。

(2) 監査役 森 俊昭

①重要な兼職先と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会及び監査役会全てに出席し、財務、会計、法律、企画に関する高い知見と、平成21年4月に当社が吸収合併した株式会社モバイル・アフィリエイトを含め他の会社での8年間の監査役としての経験と知識から、適宜発言を行っております。

(3) 監査役 山田 倬三

①重要な兼職先と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会14回及び監査役会12回のうち取締役会13回、監査役会11回に出席し、他の上場企業での取締役及び監査役としての経験と知見から、適宜発言を行っております。

(4) 監査役 横山 通

①重要な兼職先と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会及び監査役会全てに出席し、他の企業での取締役及び監査役としての経験と知見から、適宜発言を行っております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役富田賢氏、監査役森俊昭氏、山田倬三氏、横山通氏の4名は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

取締役富田賢氏の当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

監査役森俊昭氏、山田倬三氏、横山通氏の当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(6) 社外役員の報酬等の総額

	人 数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	4名	11,520千円

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 7,000千円

3. 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障があるとき等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、次に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務に支障があるとき等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制

当社は平成19年5月31日開催の取締役会において内部統制システムの基本方針を決議しております。その概要は下記のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本方針を明確にするため、全役職員を対象とした行動指針として社員倫理規程を定め、それを全役職員に徹底させる。
- ② コンプライアンス規程を定め、内部統制を推進する組織を設置するとともに、リスク管理体制とコンプライアンス体制の構築及び運用を行う。
- ③ 企業倫理を確立するために、役職員に対するコンプライアンスの研修を実施するとともに社員倫理規程の見直しを行う等、コンプライアンスの強化及び企業倫理の浸透を図る。
- ④ 法令・諸規則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とする社内報告体制として、社内担当者、社外の弁護士及び第三者機関等を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理を統括する部門を経営管理部とし、リスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。
 - ② 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスク管理を統括する部門へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携を図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に確かな意思決定を行う。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織役職規程、業務分掌規程及び決定権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び取締役からの独立性に関する事項

監査役の業務補助のため必要に応じて、監査役スタッフを置くこととし、人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役の事前の同意を得るものとする。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐

れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべきものと定めた事実が生じたときは、監査役に報告する。また、前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

②監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることとする。また、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、意思の疎通を図る。

③内部通報規程に基づき、適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題点について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

(注) 会議、規程等の名称について、平成19年5月31日開催の取締役会決議以後に変更されている場合は、現在の名称を記載しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
流 動 資 産	399,863	流 動 負 債	156,006
現金及び預金	192,949	買 掛 金	95,971
売 掛 金	152,116	未 払 費 用	18,206
貯 蔵 品	29	未 払 法 人 税 等	9,172
前 払 費 用	3,427	未 払 消 費 税	23,863
前 払 金	25,670	前 受 金	409
繰 延 税 金 資 産	31,288	預 り 金	2,893
未 収 入 金	11	賞 与 引 当 金	5,490
そ の 他	6		
貸 倒 引 当 金	△5,635		
固 定 資 産	13,389	負 債 合 計	156,006
(有形固定資産)	1,514	【 純 資 産 の 部 】	
工 具 器 具 備 品	1,514	株 主 資 本	255,788
(無形固定資産)	6,781	(資 本 金)	155,575
ソ フ ト ウ ェ ア	6,506	(資 本 剰 余 金)	341,018
電 話 加 入 権	81	資 本 準 備 金	55,575
商 標 権	192	そ の 他 資 本 剰 余 金	285,443
(投資その他の資産)	5,094	(利 益 剰 余 金)	△240,805
敷 金	4,336	そ の 他 利 益 剰 余 金	△240,805
そ の 他	757	繰 越 利 益 剰 余 金	△240,805
		新 株 予 約 権	1,456
		純 資 産 合 計	257,245
資 産 合 計	413,252	負 債 純 資 産 合 計	413,252

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,252,700
売 上 原 価		964,192
売 上 総 利 益		288,507
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		190,601
営 業 利 益		97,905
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	128	
そ の 他	53	181
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	429	
為 替 差 損	367	
そ の 他	0	797
経 常 利 益		97,290
税 引 前 当 期 純 利 益		97,290
法 人 税 住 民 税 及 び 事 業 税	6,838	
法 人 税 等 調 整 額	△31,288	△24,449
当 期 純 利 益		121,739

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合計
	資 本 金	資本剰余金			利益 剰余金	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越 利益 剰余金		
平成25年4月1日残高	155,575	55,575	285,443	341,018	△362,544	134,049	
事業年度中の変動額							
当期純利益	—	—	—	—	121,739	121,739	
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	121,739	121,739	
平成26年3月31日残高	155,575	55,575	285,443	341,018	△240,805	255,788	

	新株予約権	純資産合計
平成25年4月1日残高	1,456	135,505
事業年度中の変動額		
当期純利益	—	121,739
事業年度中の変動額合計	—	121,739
平成26年3月31日残高	1,456	257,245

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券
 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 貯蔵品 最終仕入原価法
3. 固定資産の減価償却方法
 - (1) 有形固定資産 リース資産以外の有形固定資産
定率法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 工具器具及び備品 3年～15年
 - (2) 無形固定資産 リース資産以外の無形固定資産
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における
見込利用可能期間（1～5年）による定額法を採用して
おります。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につ
いては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につ
いては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上
して
おります。
 - (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞
与支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分の金額を計
上して
おります。
5. 消費税等の会計処理
 税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 現金及び預金（定期預金）30,000千円を取引金融機関との為替予約取引の担保として差し入れております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 36,398千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数
普通株式 27,261株
2. 当事業年度の末日における自己株式の数
該当事項はありません。
3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
4. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
目的となる当社株式の数 11,120株

(税効果会計に関する注記)

1 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

(1) 流動資産

繰越欠損金	27,168千円
賞与引当金	1,956千円
未払事業税	1,004千円
貸倒引当金	2,008千円
のれん	769千円
未払費用(社会保険料)	249千円
小計	33,157千円
評価性引当額	1,869千円
繰延税金資産(流動資産)	31,288千円

(2) 固定資産

繰越欠損金	235,451千円
投資有価証券	11,039千円
貸倒損失	3,646千円
減損損失	139千円
小計	250,276千円
評価性引当額	250,276千円
繰延税金資産(固定資産)	—千円

2 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。この税率変更により繰延税金資産が2,080千円減少し、法人税等調整額が同額減少しております。

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入と増資（新株予約権発行を含む）による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権は、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制をとっています。

営業債務は、ほとんどが1年以内の支払期日です。また、営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	192,949	192,949	—
(2) 売掛金	152,116	152,116	—
(3) 未収入金	11	11	—
(4) 買掛金	95,971	95,971	—

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金、(4) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 9,436円39銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 4,465円70銭 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社は平成25年8月11日をもって札幌証券取引所アンビシヤス市場における上場を廃止しており、株価の算出が出来ないため、記載しておりません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月28日

アキナジスタ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 村山 憲二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐藤 武男 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アキナジスタ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月29日

アキナジスタ株式会社 監査役会

常勤監査役 森 俊 昭 ㊟

監 査 役 山 田 倬 三 ㊟

監 査 役 横 山 通 ㊟

(注) 常勤監査役森俊昭、監査役山田倬三及び監査役横山通は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役2名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため新たに取締役2名の選任をお願いするものであります。取締役の候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	中嶋 長史 (昭和52年10月3日生)	平成13年4月 株式会社ヒットライブ入社 平成17年2月 有限会社ドットジェット代表取締役就任(現任)	-株
2	新井 健一郎 (昭和56年5月15日生)	平成20年12月 弁護士登録 平成21年1月 株式会社フロンティアマネジメント入社 平成21年11月 衆議院議員柿沼正明事務所入所(政策担当秘書) 平成23年3月 鳥飼総合法律事務所入所 平成26年6月 法律事務所フラッグ開設(現任)	-株

1. 中嶋長史及び新井健一郎の両氏は社外取締役候補者であります。
2. 中嶋長史氏は、有限会社ドットジェットの代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言を頂くことにより、当社に貢献して頂けると判断し、社外取締役として選任するものであります。なお、同氏は、当社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行して頂けると判断いたしました。
3. 新井健一郎氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、法律の専門家として、当社のコンプライアンスをはじめとして、経営全般に助言を頂くことにより、当社に貢献して頂けると判断し、社外取締役として選任するものであります。なお、同氏は、当社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行して頂けると判断いたしました。
4. 中嶋長史及び新井健一郎の両氏の選任が承認された場合は、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、両氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、300万円または法令が定める金額のいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

所在地：東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 3階
カンファレンスルーム3B

交通：J R 市ヶ谷駅より徒歩約3分
地下鉄 南北線・有楽町線 市ヶ谷駅7番出口より
徒歩約1分、4番出口より徒歩約5分
都営地下鉄新宿線 市ヶ谷駅4番出口より
徒歩約5分

